

新潟市廃棄物処理施設附属施設 指定管理者募集要項

令和7年7月

新潟市環境部循環社会推進課

【 目 次 】

1	施設の概要	1
2	施設管理に関する条例等	1
3	業務内容（詳細は業務仕様書参照）	1
4	指定予定期間	2
5	指定管理料（委託料）の取扱い	2
6	廃棄物処理施設からの余熱の供給	3
7	自主事業の取扱い	3
8	申請資格	3
9	スケジュール	5
10	募集説明会と質問	5
11	申請書類	6
12	申請の受付	7
13	選定方法	7
14	協定の締結	8
15	賠償責任と保険加入	9
16	リスクへの対応	9
17	災害発生時の対応	9
18	モニタリング	9
19	遵守すべき関係法令等	10
20	再委託先の労働条件の把握	10
21	業務引継ぎ	10
22	職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合	10
23	その他	11
24	注意事項	11
25	添付資料	11

新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者募集要項

新潟市は、新潟市廃棄物処理施設附属施設を効果的かつ効率的に管理運営するため、平成 20 年度から「指定管理者制度」を導入しています。

今年度で5年間の現指定期間が終了することから令和8年度からの指定管理者を募集します。

(募集施設) ①新潟市亀田清掃センター附属休憩所 (以下「亀田休憩所」という。)

②新潟市舞平清掃センター附属休憩所 (以下「舞平休憩所」という。)

①と②を一体で募集します。

1 施設の概要

【亀田休憩所 「愛称：田舟の里」】

所在地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1
敷地面積	2,200 m ²
施設規模	構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 808 m ²
建築年	平成 15 年 12 月
施設内容	休憩室 (85 畳)、多目的ホール (85 m ²)、浴室 (ジェットバス機能) × 2、更衣室 × 2、ロビー、ドリンクコーナー、事務室、駐車場

※ 駐車場については、亀田清掃センター新焼却施設建設工事に伴い、駐車台数が変動する可能性があります。

【舞平休憩所】

所在地	新潟市江南区平賀 161 番地 1
敷地面積	12,592 m ²
施設規模	構造 鉄骨造平屋建 延床面積 780.38 m ²
建築年	平成 15 年 12 月
施設内容	休憩室 (39 畳)、多目的ホール (241 m ²)、芝生広場、浴室・更衣室 × 2、事務室、駐車場 40 台

* 詳細は、業務仕様書 (別紙 1) を参照してください。

2 施設管理に関する条例等

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例 (以下「条例」という。)

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則

3 業務内容 (詳細は業務仕様書参照)

条例第 17 条に基づき次の業務を行うこととします。

(1) 附属施設の利用の許可に関する業務

- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 条例第 13 条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 附属施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他附属施設の管理上、市長が必要と認める業務

4 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 指定管理料（委託料）の取扱い

指定管理者は、市が支払う当該施設の運営管理事業に要する経費のほか、指定管理者自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料

① 指定管理料提案分

指定期間全体の指定管理料（亀田休憩所に係る上下水道料金除く）の上限は、177,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）とします。

応募にあたっては、上限額以内で各年度の収支計画書（様式 11）にて指定管理料を提示してください。なお、市が支払う指定管理料については、応募時の収支計画書に提示されている額ではなく、各年度の提示額を上限として、毎年度、市と指定管理者との協議の上、別途、協定で定めることとします。また、提示される指定管理料の額は、各年度に必要となる経費に対応した提示額としてください。

賃金水準の変動への対応については、提案された人件費のうち、給与等賃金水準の変動により影響を受ける人件費を、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2 年目以降の指定管理料に反映します。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」と言います。）

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、「賃金水準スライド対象人件費提案書」（様式 12）に記載してください。

賃金水準スライドの詳細については、資料 3「指定管理者制度における賃金水準スライド方式導入要領」を参照してください。

② 亀田休憩所に係る上下水道料金（申請時に提案の必要なし）

現在、市では、亀田清掃センターの建替えを設計、建設、運営を一括する DBO 方式で進めており、令和 7 年度から 11 年度まで建設工事を行い、新施設は令和 12 年度に稼働開始する計画としています。亀田休憩所は、建設用地の一角にあり、建設工事の影響を受けるため、上下水道料金については別途実績で支払うものとします。ただし、想定と実績に乖離がある場合は協議することとします。

	変更年度	内容
電気	令和 12 年度～	亀田清掃センターから無償提供。
上水道	令和 8 年度～	亀田清掃センターからの温水供給停止のため、施設内で使用する水道使用量は指定管理者負担。
施設内排水	令和 12 年度～	下水道処理へ変更。

植栽	令和 8 年度～	範囲縮小。
除雪	令和 8 年度～	亀田清掃センターで実施のため無し。

(2) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払い時期や方法は協定で定めます。

(3) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 市が支払う経費に含まれるもの

- ①人件費（退職給与引当金含む）
- ②管理費（光熱水費、保守管理費、修繕費等）
- ③事務費（消耗品費、印刷製本費、通信費等）

(5) 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

- ① 指定管理料
- ② 指定管理者独自の申請による補助金・助成金
- ③ 上記に属さない収入

6 廃棄物処理施設からの余熱の供給

各休憩所は、隣接する清掃センターから廃棄物処理に伴う余熱の供給を受けており、それらの利用に対する費用は適正利用に限っては発生しません。なお、清掃センターの定期点検や土日祝日で余熱供給を停止する場合は、次のとおり対応してください。

	余熱の活用状況	余熱供給を停止する場合の対応
亀田休憩所	浴室の給湯、空調・床暖房の稼働	施設休館
舞平休憩所	浴室の給湯	指定管理者の費用負担により、ガス給湯器を稼働させて営業

7 自主事業の取扱い

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担で当該施設を活用し自主事業を実施することができます。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告してください。

なお、自動販売機を設置する場合は、電気量専用子メーターの設置を義務付け電気料相当分並びに行政財産使用料を市に納入するものとします。併せて、自動販売機の売上の一部についても指定管理料の縮減に寄与させるものとします。

8 申請資格

申請者は、法人その他の団体とし、個人は、申請することができません。次の事項に該当する者は、申請することができません。併せて、候補者に選定され、議会の指定を受けるま

での期間において次の事項に該当する場合も、本件応募への参加資格を失います。また、10.(1)の募集説明会に参加することを申請の条件とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項 (昭和 22 年法律第 67 号) の規定により、過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから 2 年を経過しないもの。なお、令和 6 年 6 月 1 日以前に地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されている場合は、当該取り消しから 5 年を経過しない団体。また、令和 6 年 6 月 1 日以降に地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から複数回指定を取り消されている場合は、最後に指定を取り消されてから 5 年を経過しない団体
- (3) 国、新潟県、新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- (4) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していないもの
- (5) 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- (6) 地方自治法第 92 条の 2 (議員の兼業禁止)、第 142 条 (長の兼業禁止)、第 166 条 (副市長の兼業禁止) 及び第 180 条の 5 (委員会の委員及び委員の兼業禁止) の規定に該当するもの
- (7) 団体及びその役員等 (法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。) が、暴力団 (新潟市暴力団排除条例 (平成 24 年新潟市条例第 61 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるもの
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (9) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

グループ (共同事業体) での応募について

- (1) グループで応募する場合は、グループを代表する法人等 (以下「代表団体」という。) を定めてください。
- (2) グループを構成する法人等 (以下「構成団体」という。) は、単独で応募することはできません。
- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- (4) 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- (5) 本市及び利用者等に対する責任については、グループの全ての参加団体が負います。

9 スケジュール

内容	日程
募集説明会の参加申し込み	令和7年7月30日(水)午後5時(必着)
募集説明会・現地見学会	令和7年8月4日(月)
募集要項等に関する質問の受付期間	令和7年8月15日(金)午後5時(必着)
募集要項等に関する質問の回答(予定)	令和7年8月25日(月)
指定管理者指定申請書の提出	令和7年9月12日(金)午後5時(必着)
事業計画書の提出	令和7年9月19日(金)午後5時(必着)
公開プレゼンテーション	令和7年10月24日(金)午前9時～
選定結果の通知・公表	令和7年10月下旬
指定管理者の指定	令和7年12月下旬
業務の引継ぎ・継続打合せ	令和8年1月～3月
指定管理業務開始	令和8年4月1日(水)

10 募集説明会と質問

(1) 募集説明会の開催

募集要項、業務仕様書についての説明会を開催します。参加者は1団体につき2人以内とし、「募集説明会参加申込書」(様式1)にて令和7年7月30日(水)午後5時までに電子メールでお申込みください。

【亀田休憩所】

- ①日時 令和7年8月4日(月)午前10時から2時間程度
- ②場所 亀田清掃センター附属休憩所 休憩室(新潟市江南区亀田1835-1)

【舞平休憩所】

- ①日時 令和7年8月4日(月)午後2時から2時間程度
- ②場所 舞平清掃センター附属休憩所 休憩室(新潟市江南区平賀161-1)

【申込先】 新潟市環境部循環社会推進課 管理グループ

e-mail: junsui@city.niigata.lg.jp

※ 募集要項に関する質問及び申請書類の受付は、募集説明会に参加した法人等からのみ受付けますので、申請を予定している法人等は必ず参加してください。ただし、グループ(共同事業体)で申請しようとする場合は、構成団体のうち少なくとも1団体が説明会に参加していればよいものとします。

※ 募集説明会に参加する際は、募集要項や仕様書等を市ホームページからダウンロードし、当日持参してください。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

受付期限：令和7年8月15日(金)午後5時まで

受付方法：質問事項提出書(様式2)を電子メールで送付してください。なお、提出時の件名は「廃棄物処理施設附属施設指定管理者募集にかかる質問事項【法人等の名称】」としてください。

【提出先】 新潟市環境部循環社会推進課 管理グループ

e-mail : junsui@city.niigata.lg.jp

※ 質問の受付は、募集説明会に参加した法人等からのみ受け付けます。

(3) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関する質問の回答は、令和7年8月25日(月)を目途に市ホームページで公表します。なお、質問に対する回答は、募集要項の追加または修正とみなしません。

1.1 申請書類

(1) 指定の申請(提出締切:令和7年9月12日(金)午後5時必着)

- ① 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者指定申請書(様式3-1)
- ② 共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧(様式3-2)
- ③ グループ(共同事業体)として申請する場合団体の概要(様式4-ア・イ、パンフレット等)
- ④ 申請者の役員等の一覧表(様式4-ウ)
※提出された名簿は、暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会します。
- ⑤ 定款、寄附行為及び規約等又はこれらに準ずる書類(法人以外の団体にあつては、これらに類する書類)
- ⑥ 登記簿謄本(法人の場合)
- ⑦ 労働実態審査チェックシート(様式5)
- ⑧ 当該法人等の事業計画書、収支予算書(指定申請書提出日の属する事業年度のもの)
- ⑨ 当該法人等の事業報告書、収支決算書(貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度のもので、税務署へ提出しているもの)
※当該財務関連資料は、選定基準及び評価項目として、財務状況が健全で管理運営の安定性を確保しているかについて判断するための資料として使用します。
- ⑩ 国・都道府県・市町村へ納めるべき税等の納付済を証明する書類
※新潟市の市税に未納がない旨の証明は「市入札用」を取得してください。
- ⑪ 欠格要件に該当しない旨の誓約書(様式6)
- ⑫ 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であることの確認書(様式7)
- ⑬ 新潟市環境優良事業者等(ONEカンパニー)に認定されていることがわかる資料(該当者のみ)

※グループ(共同事業体)で申請する場合は、④から⑫までの書類について、構成団体ごとに提出してください。

(2) 事業計画書等の提出(提出締切:令和7年9月19日(金)午後5時必着)

- ① 事業計画書(鑑文)(様式8)
- ② 事業計画書・収支計画書 概要版(議会説明用・公表情報)(様式9)
- ③ 事業計画書(詳細)(様式10)
- ④ 収支計画書(総括・指定管理業務会計・自主事業会計)(様式11)
- ⑤ 賃金水準スライド対象人件費提案書(様式12)

⑥ 公開プレゼンテーション資料

1 2 申請の受付

募集説明会に参加した法人等からのみ受け付けます。

以下に指定する部数をファイル等に綴じて提出するとともに、提出する全ての電子データを格納した CD-R 1 枚を併せて提出してください。

(1) 指定申請にかかる書類の受付

提出書類：11 (1) に掲げる書類

提出部数：原本 1 部、副本（写し）13 部及び CD-R 1 枚

ファイルの表紙、背表紙、CD-R に「令和 7 年度 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者指定申請書【法人等の名前】」と記載してください。

提出期限：令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時必着

提出方法：持参又は郵送

提出先：新潟市環境部循環社会推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1（市役所本館 2 階）

(2) 事業計画書等の受付

提出書類：11 (2) に掲げる書類

提出部数：原本 1 部、副本（写し）13 部及び CD-R 1 枚

ファイルの表紙、背表紙、CD-R に「令和 7 年度 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者事業計画書【法人等の名前】」と記載してください。

提出期限：令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時必着

提出方法：持参又は郵送

提出先：新潟市環境部循環社会推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1（市役所本館 2 階）

(3) 留意事項

電子データは、Word または Excel もしくは PowerPoint（Windows 版で処理できるものに限る）を使用することとし、証明書の写し等は PDF ファイルにより電子データ化してください。

用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、原則 A4 縦（A4 サイズ以上のものは A4 サイズに折りたたむ）としてください。

1 3 選定方法

(1) 応募書類の確認

応募者から提出された申請書類について、市で確認します。

(2) 選定方法

外部の有識者による評価会議を開催し、公開プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーション終了後、評価会議において別紙 2 で示した評価項目に基づき評価します。

評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者の候補者を選定しま

す。

(3) 評価会議の開催

開催日時（予定）：令和7年10月24日（金）午前9時～

開催方法：①申請者によるプレゼンテーション

②評価委員による意見交換及び評価項目に対する採点

※プレゼンテーションではプロジェクターを使用できます。

※プレゼンテーションは、1団体につき、20分程度を予定しています。詳細は、後日、申請書類を提出した応募者に連絡します。

※①は原則公開とします。

ただし、申し出た内容により、非公開とする場合もあります。非公開を希望する場合は、事業計画書提出時に非公開を希望する部分と理由を記載した任意様式をご提出ください。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者候補者として選定した後、市ホームページへの掲載等により公表します。

(5) 指定管理者の指定

議会の議決後、指定管理者として指定します。

(6) 指定管理者との協定締結

市と指定管理者との間で協定を締結します。

1.4 協定の締結

(1) 基本的な考え方

議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するとともに協定を締結します。

なお、協定書の発効は令和8年4月1日とします。

(2) 協定内容

【基本協定】

- ・目的 ・管理の基本方針 ・用語の定義 ・対象施設 ・協定期間
- ・管理業務の範囲 ・市が行う業務の範囲 ・管理業務の実施
- ・自主事業の取り扱いについて ・再委託の禁止 ・権利・義務譲渡の禁止
- ・管理施設の改修等 ・緊急時の対応 ・文書管理 ・情報管理 ・情報公開
- ・事業計画書 ・事業遂行の記録 ・利用者アンケートの実施 ・事業報告書
- ・業務実施状況の確認 ・業務の改善勧告 ・指定の取り消し
- ・指定管理料の支払い ・使用料等の取り扱い
- ・印鑑の届出、徴収事務委託証の提示 ・損害賠償等 ・第三者への賠償
- ・保険 ・リスク分担 ・不可抗力発生時の対応等 ・公の施設の災害時の利用
- ・暴力団等の排除 ・障がい等を理由とする差別の禁止 ・業務の引継ぎ等
- ・原状復帰義務 ・備品 ・消耗品 ・備品等の扱い ・請求、通知等
- ・協定の変更 ・本業務の範囲外の業務 ・解釈（協定書の解釈に関する規定）

- ・疑義についての協議（一般的な規定として、疑義について規定）
- ・裁判管轄

【年度協定】

- ・目的（協定の目的を明記）
- ・令和〇〇年度の業務内容
- ・令和〇〇年度の指定管理料
- ・支払いの留保
- ・支払いの特例
- ・疑義等の決定（規定以外の事項については、基本協定の規定による。）

15 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入してください。

16 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、別紙 1 で示す負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行い決定します。

17 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。

また、公の施設は災害発生時において、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性があります。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議します。

18 モニタリング

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告（月次、年間等）を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

(3) 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中の業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、業務仕様書のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定締結の際に定めます。

なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を

講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サービスの低下につながる事も懸念されることから、労働実態モニタリングを実施し、実態を把握します。

指定管理者は適正な労働環境が維持できるよう努めるものとします。

19 遵守すべき関係法令等

指定管理者は、休憩所等の管理運営を行うにあたり、次の関係法令・条例等を遵守し、業務を遂行する必要があります。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3) 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- (4) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (6) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (7) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- (8) 新潟市公衆浴場法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 9 号）
- (9) 新潟市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年新潟市条例第 4 号）
- (10) 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 27 年新潟市条例第 49 号）
- (11) その他の関係法令（施設の安全確保、衛生の保持のための各種規制法令等）

20 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務のうち、市の承認を得て労働集約的業務（清掃や人的警備など、人による労働が中心となる業務）を第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認してください。なお、再々委託は禁止です。

21 業務引継ぎ

現指定期間の終了の日までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が現指定管理者と調整し別途連絡します。

なお、指定期間終了時には、次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく、当該施設の業務を遂行できるよう、同様に業務の引継ぎを行うものとします。

22 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合

指定管理業務に従事する者に、近隣に駐車場が無いなど施設敷地内の駐車場をやむを得ず利用させる場合は、行政財産使用許可の手続きを指定管理者が行う必要があります。施設敷地内の駐車場を利用する場合は、その旨申し出てください。なお、行政財産使用許可に伴う

使用料は指定管理者の負担とします。

2 3 その他

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

2 4 注意事項

- (1) 申請者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請者の負担とします。なお、議会の議決を得られず、指定管理者候補者を指定しないこととした場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微なものを除く。)
- (4) 申請者は、評価会議の委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件申請についての接触を禁じます。
- (5) 申請者一団体につき、提案は一案とします。
- (6) 申請書類は、理由がどのようなものであっても返却しません。
- (7) 申請書類は、情報公開請求対象文書となります。
- (8) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (9) 申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。本市は申請者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (10) 申請書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (11) 選定結果の公表に際して、申請者名及び採点結果を公表します。
- (12) 書類提出後に申請を辞退する場合は、新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者申請辞退届（様式 13）を提出してください。

2 5 添付資料

(1) 様式

- 様式 1 募集説明会参加申込書
- 様式 2 質問事項提出書
- 様式 3-1 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者指定申請書
- 様式 3-2 共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧
- 様式 4 ア 団体の概要（代表団体用）、イ 団体の概要（構成団体用）、
ウ 申請者の役員等の一覧表
- 様式 5 労働実態審査チェックシート
- 様式 6 欠格要件に該当しない旨の誓約書
- 様式 7 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であることの確認書
- 様式 8 事業計画書（鑑文）
- 様式 9 事業計画書・収支計画書 概要版（議会説明用・公表情報）
- 様式 10 事業計画書（詳細）

様式 11 収支計画書（総括・指定管理業務会計・自主事業会計）

様式 12 賃金水準スライド対象人件費提案書

様式 13 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者申請辞退届

(2) 別紙

別紙 1-1 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者業務仕様書（亀田清掃センター附属休憩所）

別紙 1-2 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者業務仕様書（舞平清掃センター附属休憩所）

別紙 2 新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者選定基準・評価項目

別紙 3-1 新潟市亀田清掃センター附属休憩所資料（年度別利用実績・決算額等）

別紙 3-2 新潟市舞平清掃センター附属休憩所資料（年度別利用実績・決算額等）

(3) 資料

資料 1 条例

資料 2 規則

資料 3 指定管理者制度における賃金水準スライド方式導入要領